

ご存知ですか？

2017年  
1月から

# 新しい税制が 始まります！

こちらが目印です！

セルフメディケーション

税 控除 対象

## 2017年1月から セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)が始まります。

従来の医療費控除制度は、1年間(1月1日～12月31日)に自己負担した医療費が、  
自分と扶養家族の分を合わせて「合計10万円」を超えた場合、

確定申告することにより、所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。

治療のために購入したOTC医薬品の代金もこの医療費控除制度の対象となります。

従来の医療費控除制度の特例として、2017年1月から新たに

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」が  
施行されます。特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が  
「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

確定申告すれば、  
購入金額の一部が  
戻ってきます！



※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。

# セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) Q&A



## Q1 対象となる特定の成分を含んだOTC医薬品とは？

厚生労働省のホームページ<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>で、この制度の対象となる具体的なOTC医薬品を確認することができます。現在、製造メーカーは、対象となるOTC医薬品のパッケージに右のような識別マークを印刷またはシールで貼付する作業を行っており、この制度が始まる2017年1月には多くの対象製品をマーク付きに置き換えていく予定です。

<表示例>



<識別マーク>

## セルフメディケーション 税 控除 対象

- \* 製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさや色も異なります。
- \* 製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク無しでも同じ製品は制度の対象になります。

さらに、購入の際にお客様が受け取るレシートには、この制度の対象製品に★のような印と「セルフメディケーション税制対象」という印字が、手書きの注記がなされますので、そのレシートや領収書は大切に保管ください。

## Q2 対象となる人は？

所得税や住民税を納めていて、自分と扶養家族の分を合わせて、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えた人で、あわせて健康の維持増進や疾病予防のために健康診断等を受けている人が対象になります。



## Q3 いくら税金が戻ってくるの？

扶養家族の分を含めた対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を越えた部分に申告者の所得税率を掛けた金額が所得税(国税)分として戻ってきます。  
例えば所得税率20%の申告者が年間5万円分を購入した場合は、  
(5万円-1万2,000円)×20%=7,600円が戻ってきます。  
加えて、翌年度の住民税(地方税)分として、  
(5万円-1万2,000円)×個人住民税率10%=3,800円が戻ってきます。  
注:10万円分の購入、すなわち8万8,000円の所得控除が上限になります。



## Q4 確定申告はどのようにすればよいの？

確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。

**\* 従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することはできません。**

購入したOTC医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。

**どちらの医療費控除制度を選択したらよいか、よく考えましょう。**

これまで、1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えることがなかった人でも、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2,000円を超えれば、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受けられる可能性があります。

OTC医薬品を購入した場合のレシート(領収書)は、こまめに保管しておく習慣をつけましょう。



公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本保険薬局協会  
日本製薬団体連合会

日本チェーンドラッグストア協会  
一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会  
日本一般用医薬品連合会